

伊 勢 市 公 報

第 117 号
平成 22 年 9 月 21 日
火 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市消費生活センター規則	2
告 示	
○ 市議会定例会の招集について	5
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	6
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	7
公 告	
○ 農用地利用集積計画	8
○ 公示送達	9
○ 公示送達	10
○ 公示送達	11

伊勢市消費生活センター規則をここに公布する。

平成 22 年 9 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市規則第31号

伊勢市消費生活センター規則

(設置)

第1条 市民の消費生活に関する相談及び苦情（以下「相談等」という。）を適正かつ効率的に処理し、市民の消費生活の安定と向上を図るため、伊勢市消費生活センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターは、商工労政課内に置く。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 消費生活に係る相談及び苦情の処理に関すること。
- (2) 消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 消費生活に係る啓発活動及び消費者教育に関すること。
- (4) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(相談日及び相談時間)

第4条 センターの開設日及び開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 相談日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、伊勢市の休日を定める条例（平成17年伊勢市条例第2号）に定める休日を除く。
- (2) 相談時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、相談日及び相談時間を変更することができる。

(職員)

第5条 センターに所長、消費生活相談員（以下「相談員」という。）及びその他の職員を置く。

2 所長は、商工労政課長をもって充てる。

3 相談員は、消費生活に関する経験と知識を有する者とする。

(相談等の方法)

第6条 相談等の処理及び対応は、文書、口頭又は電話により行うものとする。

(相談等の記録)

第7条 相談員は、相談等の内容及び処理の結果その他必要な事項を記録し、これを保管するものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

伊勢市告示第 72 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 22 年 9 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 22 年 9 月 8 日（水） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市教育委員会告示第9号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成22年9月10日

伊勢市教育委員会
委員長 岡本 國孝

記

- 1 日 時 平成22年9月17日（金）午後7時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
議案第24号 伊勢市指定有形文化財の指定について

伊勢市選管告示第 67 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 22 年 9 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,183 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

18,189 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

36,378 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 109,134 人

伊勢市公告第 51 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 22 年 9 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 52 号

公 示 送 達

下記の者の交付要求通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、総務部収税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 22 年 9 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
大橋 晃洋	伊勢市大湊町 513 番地 85

伊勢市公告第 53 号

公 示 送 達

下記の者の平成 22 年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 22 年 9 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
殿村 四郎	伊勢市吹上 2 丁目 8 番 18 号	653683
藤本ミツ子	伊勢市大世古 3 丁目 1 番 2 号	675835
猪野 楠衛	伊勢市岡本 1 丁目 18 番 43 号	714386
小津幸三郎	伊勢市吹上 2 丁目 9 番 34 号 (柵丸二内)	753772
濱口 正	伊勢市常磐 1 丁目 2 番 17 号	800268
久世 修	伊勢市馬瀬町 614 番地 15	2362192
鹿海 稔久	伊勢市小木町 416 番地 1	2538650

伊勢市公告第 54 号

公 示 送 達

下記の者の平成 22 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 22 年 9 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
菅原 龍士	伊勢市円座町 1494 番地 1 第一日森ハイツ 2C	0081023
宮本 美樹	伊勢市二見町茶屋 537 番地 26	1045763